

「(仮称) 岩手県自転車の安全な利用等の促進に関する条例」 骨子案

1 条例制定の趣旨

- 国において、自転車を活用した環境負荷の低減等を目的として自転車活用推進法（H28年）が制定されるとともに自転車活用推進計画（H30年）が策定され、自転車の活用が推進されている。
- 一方で、自転車が関係した交通事故による致死率が増加傾向にあるなど、自転車利用のリスクが高まっている。
- 身近な交通手段である自転車の安全で適正な利用を促進し、県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、新たに条例を制定しようとするもの。

2 条例制定の背景・必要性

(1) 背景

ア 自転車活用推進の流れ

国の自転車活用推進の動きを踏まえ、本県においても岩手県自転車活用推進計画（R3年）を策定し、自転車の活用を促進することとした。

イ 交通安全対策

自転車の安全確保については、「第11次岩手県交通安全計画」（R3年度～R7年度：5年間）において、「歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上」を重視すべき視点とした。

ウ 自転車事故の発生リスクの認識と安全利用の流れ

全国的に自転車事故に係る高額損害賠償請求事案が相次いだことを背景に、身近な交通手段である自転車のリスクが認識され、全国で自転車損害賠償責任保険等への加入を促進する条例の制定が広がっている。

(2) 必要性

自転車が関係する交通事故の防止を図るとともに、その発生リスクに対応するため、自転車の安全で適正な利用等に関する教育、普及啓発や、自転車事故による高額賠償事案に備えた自転車損害賠償責任保険等への加入促進など、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要があるため、この条例を制定するものである。

3 条例骨子案

(1) 目的	自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。
(2) 基本理念	自転車が県民にとって身近な交通手段であり、公共の利益の増進に資するものである一方、重大な事故を生じさせることがあるという基本認識の下、県、県民、事業者、自転車利用者、市町村等が相互に連携・協力し、自転車が関係する交通事故の防止を図る。
(3) 各主体の責務	
ア 県	自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的施策の策定及び実施、県民、自転車利用者、事業者、関係団体及び市町村の取組の促進のための情報提供、助言など、県の責務について定める。
イ 県民	自転車の安全で適正な利用についての理解、自転車の安全で適正な利用の取組の自主的・積極的実施、自転車の安全な通行への配慮、県及び市町村の施策への協力など、県民の責務について定める。
ウ 自転車利用者	「車両」の運転者としての責任の自覚の下、法令及び交通事故の防止に関する知識の習得、法令の遵守、自転車の安全で適正な利用など、自転車利用者の責務について定める。

エ 事業者	自転車の安全で適正な利用についての理解、自転車の安全で適正な利用促進の取組の自主的・積極的实施、県、市町村及び関係団体の施策及び取組への協力など、事業者の責務について定める。
オ 関係団体	自転車の安全で適正な利用に係る取組の自主的・積極的实施、県及び市町村の施策への協力など、関係団体の責務について定める。
(4) 自転車の安全で適正な利用等に関する教育等	〔県〕 県民、事業者等が理解を深めるための交通安全教育、啓発及び情報提供などの実施について定める。 〔保護者・事業者・自転車小売業者・自転車貸出業者・学校の長〕 利用者への交通安全教育・啓発・情報提供の実施に努めることについて定める。
(5) 自転車の点検整備	〔自転車利用者・保護者・事業者・自転車小売業者・自転車貸出業者〕 自転車の定期的な点検及び整備の実施、情報提供に努めることについて定める。
(6) 自転車損害賠償責任保険等への加入・情報提供	〔自転車利用者・保護者・事業者・自転車貸出業者〕 自転車利用者の当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入に努めることについて定める。 〔県〕 自転車損害賠償責任保険等への加入促進のための情報提供その他必要な施策の実施について定める。 〔事業者・自転車小売業者・自転車貸出業者・学校の長〕 自転車利用者に対する自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供に努めることについて定める。
(7) 広報及び啓発	〔県〕 国、市町村及び関係団体と連携協力した自転車の安全で適正な利用促進のための広報・啓発実施について定める。
(8) 自転車に係る道路交通環境の整備	〔県〕 国及び市町村と連携した、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境整備について定める。